

○福田介護保険データ分析室長 定刻になりましたので、第39回「社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」を開会させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、これまでと同様、オンライン会議システムを活用しての実施とさせていただきます。

また、傍聴席等は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

初めに、本日の委員の出席状況ですが、堀田委員より、御欠席の連絡をいただいております。

それでは、議事に入る前にお手元の資料の確認とオンライン会議の運営方法の確認をさせていただきます。

まず、資料の確認を行います。本日は、事前に電子媒体でお送りしております資料を御覧いただければと思います。同様の資料を当省ホームページに掲載しております。まず、議事次第と委員名簿がございます。次に、令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施についての資料として、資料1及び資料2を掲載しております。資料の不足等がございましたら、恐縮ですが、ホームページからダウンロードいただくなどの御対応をお願いいたします。

次に、会議の運営方法でございます。オンラインにて出席の委員の皆様におかれましては、会議の進行中は、基本的に皆様のマイクをミュートにいただき、御発言される際にはZoomツールバーのリアクションから「手を挙げる」をクリック、田辺委員長の御指名を受けてから、マイクのミュートを解除して御発言いただくよう、お願いいたします。御発言が終わりました後は、ツールバーのリアクションから「手を降ろす」をクリックいただき、再度マイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。

それでは、以降の進行は田辺委員長をお願いいたします。

○田辺委員長 それでは、議事次第に沿って、進めさせていただきます。

本日は、「令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施について」の議論を行いたいと思います。

事務局におかれましては、資料説明を簡潔に行っていただくとともに、各委員におかれましても、御発言は論点に沿って簡潔に行っていただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

それでは、事務局より、説明をお願いいたします。

○説明者 それでは、早速ですが、令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施案について、説明をさせていただきます。

本日は、資料1及び資料2の2種類の資料を用意しております。

まずは、資料1を御覧ください。

資料の1ページ目になります。まず、「1. 調査の目的」ですけれども、介護従事者処遇状況等調査は、介護従事者の処遇の状況及び処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とした調査になっております。3年ごとの介護報酬の改定年に実施することを基本としつつ、その時々の方策上の必要性を踏まえて臨時で追加的に実施してきたところですが、直近だと令和4年度に実施をしております。今回は、報酬改定の年に当たりますので、定期調査という周期に当たりまして、令和6年度の介護報酬改定の影響等を把握することとしております。「2. 調査時期及び公表時期」ですけれども、令和3年度の定期調査のときと同様、10月に調査を実施し、翌年の3月に公表する予定としています。「3. 調査対象及び抽出方法・抽出率」ですけれども、調査対象につきましては、令和5年度末に廃止された介護療養型医療施設が対象から外れること以外は、令和3年度の定期調査の際と同様としております。抽出方法は、これまでの調査と同様、層化無作為抽出法により、抽出しております。具体的な抽出率は、5ページ、6ページに掲載しておりますが、こちらについては、後ほど説明させていただきます。

次に、2ページ目の「4. 調査項目」と「5. 調査項目等の変更について」です。調査項目につきましては、令和3年度の定期調査の際の調査項目を踏襲しつつ、令和6年度介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算への一本化が行われたことを踏まえた見直しを行っております。また、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップにつながるよう、処遇改善に係る加算の一本化と加算率の引上げを行っておりまして、令和6年度におけるベースアップなどを把握するための調査項目を設けております。さらに、令和6年度税制改正により処遇改善加算を活用して賃上げした分も賃上げ促進税制による税額控除の対象となっておりますので、この当該税制の適用見込みを質問する項目も新たに追加しております。一方、記入者負担を考慮しまして、新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目を削除するなどの見直しを行っております。その他の調査項目については、調査年度の修正など、軽微な修正を行ったのみでございます。

続きまして、3ページ目、4ページ目に、令和3年度のときの定期調査との比較をまとめておりますので、御参照いただければと思います。

次に、5ページ目ですけれども、こちらが施設・事業所の抽出率になっております。これまでの調査と同程度の目標精度を達成できる標本数となるよう設定しておりまして、結果としては、令和3年度あるいは令和4年度のときの調査と同じ抽出率となっております。なお、5ページの表の下に米印で記載しておりますけれども、この調査は政府統計の一般統計調査でして、調査の実施に当たって総務大臣の承認を受ける必要があります。したがって、これまで説明させていただいた調査事項について、審査の過程で総務省から変更されることもありますので、あらかじめ御承知おきいただければと思います。

続きまして、資料2を御覧ください。

資料2は、令和6年度介護従事者処遇状況等調査の調査票の案になります。基本的な見直し内容は先ほど御説明させていただいたとおりですけれども、簡単に調査票を説明させていただければと思います。なお、この調査票で赤字となっている部分は、前回より新たに追加した項目や大きく内容を変更した部分について、赤字とさせていただいております。

まず、表紙をおめくりいただきまして、1ページ目から2ページ目が、介護従事者の給与等の引上げの状況などに関する質問となっております。基本的には、令和3年度の定期調査のときと同じような質問項目とさせていただいておりますけれども、2ページ目の一番上、問1（5）として、先ほど少し触れさせていただきました令和6年度税制改正で拡充された賃上げ促進税制に関して、その適用見込みを質問する項目を新たに設けさせていただいております。

続いて、3ページ目に移りますけれども、介護職員処遇改善加算等の令和5年度における届出状況についてでございます。こちらは、令和6年度から処遇改善に係る加算が一本化されたことから、令和5年度の加算等の取得状況を把握する質問項目として、旧加算である、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金の届出状況について、把握する質問項目となっております。

4ページ目からは、新加算である介護職員等処遇改善加算の届出等の状況についての項目となっております。新しい項目として、問3（4）、令和6年度に行ったベースアップ等による賃金の増加率に関する項目を設けさせていただいております。また、その下ですけれども、問3（5）、この加算額の令和7年度への繰越しに関する質問を新たに設けさせていただいております。

続きまして、5ページ目では、経過措置である介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）の届出区分あるいはこの加算後の届出を行っている施設・事業所について、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の届出を行っていない理由についての質問を、新たに設けさせていただいております。

6ページ目では、介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）と（Ⅳ）の届出を行っている施設・事業所について、上位の加算の届出を行っていない理由を聞いております。これまでの調査も上位の加算の届出を行っていない理由を聞いておりますけれども、新加算となりまして、要件の見直しが行われたことに伴い、選択肢の記載内容を見直していますので、赤字で記載させていただいているところです。

7ページ目は、従来の調査と同様の内容となっております。経験・技能のある介護職員のうち1人以上は行うこととされている賃金改善の内容や介護職員等処遇改善加算の届出を行っていない理由について把握するような質問項目となっております。

8ページ目、9ページ目は、給与等の引上げ以外の処遇改善状況についての質問になります。こちらの項目は、処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件に合わせて

設定しているものですが、新加算の創設により要件が少し見直されてはおりますけれども、令和6年度は経過措置として従来の要件が適用されることになっておりますので、こちらの中身は令和3年度の調査のときと同じ内容になっております。

続いて、10ページから19ページまでが各サービスの質問項目となっております。各サービスの入所定員や延べ在所者数あるいは職員数といったものを質問する項目となっております。職員数の状況について、これまでは調査年と調査前年の職員数を聞いておりましたけれども、記入者負担の軽減という観点から、今回の調査では、調査年の職員数のみを聞くこととしていますので、令和6年9月30日時点の職員数を記載いただく形になっております。

最後は、職員ごとの給与等を把握する従事者票となっております。こちらの従事者票についても、基本的には大きく変わったところはないのですが、記入者負担の軽減ということから、兼務の状況として兼務している職種を質問する項目が前回はありましたけれども、今回の項目からは削除しております。

調査票につきましても、今後の総務省の審査の過程で変更がありますことをあらかじめ御承知おきいただければと思います。

事務局からの説明は、以上になります。

よろしくお願いします。

○田辺委員長 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございました事項に関しまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。合わせて4人しかいませんので、どなたかぜひ口火を切っていただければと存じます。

それでは、松本委員、よろしくお願いします。

○松本委員 御説明いただき、ありがとうございます。

介護人材の賃金については、過去、数度の処遇改善が図られて、格差は縮小傾向にありますが、産業別で見ますと、まだ依然として低い状況でございます。一般の産業はどんどん賃上げを進めていますので、今後、格差が拡大していくのではないかと思います。今回の調査は、令和6年度の介護報酬改定、処遇改善が大きなテーマでございましたけれども、その処遇改善がどのように報酬に反映されているのか、確認するために、大変重要な調査だと考えております。ですから、これまで何度も議論にはなってきたのですが、今まで以上に、こういった環境ですので、できるだけ隔たりなく、有効回答数を増やさないとはいけません。処遇改善調査は、経営実態調査などよりも有効回答率が高いと認識しておりますけれども、それでも全体では6割程度と、やはり低くなっております。特に営利法人がサービスの提供主体となっている訪問介護などは、事業所数に対して3%程度の捕捉率になっています。改定前に行われた実態調査でも、収支差率の結果に対して現場の感覚と異なる数字であると、後に議論となったことは記憶に新しいところかと思えます。現在の調査方法において、結果は統計的に有意であったとしても、できるだけその捕

捉率を上げて偏りを無くしていくということは必要なことかと思ひます。

そこで、今回の抽出条件について確認させてください。抽出条件については、前回までと同様、地域区分や規模等を考慮した上で抽出されているということですが、例えば、開設主体として営利法人が多いようなサービスは有効回答率も低くなっていますので、そういったところをバランスよく拾い上げるような御検討はされているのでしょうか。

○田辺委員長 この点、回答をお願いいたします。

○説明者 御質問をありがとうございます。

回答率を上げることは確かに大変重要な取組でして、これまでも、オンライン調査の実施あるいは昨年度に行いました介護事業経営実態調査では、法人本部へ調査票を一括送付するなどの取組を行ってきたところです。先ほど御質問いただきました営利法人や経営主体別の回答率をどのように上げていくかという点ですけれども、今回、その抽出をする際には、前回のそういう経営主体別の回答率なども勘案しまして、例えば、前回の回答率が低かったところについては多少多めに抽出するなど、そういった調整をしながら抽出をかけていきたいと思っておりますので、そういったことを通じて、回収率の向上あるいは経営主体別に隔たりのないような結果となるように努めていきたいと考えております。

○田辺委員長 松本委員、いかがでございましょうか。

○松本委員 ありがとうございます。

有効回答率の向上と経営主体・サービスにおける捕捉率は重要だと思いますので、引き続き御検討いただければと思ひます。

○田辺委員長 泉委員、よろしくお願ひします。

○泉委員 御説明をどうもありがとうございました。

今、有効回答率のお話もあったので、私からもコメントになりますが、ここまで具体的な回答数の偏りをなくすような取組をされてきていらっしゃるんですが、その取組が回収率や回収数にどのように貢献したのか、どのような成果が出たのかということの評価みたいなものをしていく必要があるのではないかと思ひています。今回も、調査票で質問項目数を減らすような努力をされていたり、オンライン調査の分かりやすいマニュアルを配ったり、オンラインを促進していこうという取組を幾つもされていらっしゃるのですが、こういったものが実際に回答率に対してどのように寄与しているのか。質問項目数などを減らしていくといっても、おのずとどこかで限界は来るように思ひますので、最終的には、抜本的な取組をしていかなければいけないという判断に至るやに思ひます。そのためにも、回答率を上げるための取組の評価をどこかの時点でしていただきたいと思ひしております。

もう一点、コメントとしましては、今回の調査は、新加算が介護職員等の賃金のベースアップ等につながったのかという実態調査ですが、最終的には介護事業者の人材確保のしやすさや、人材を維持できるのかというところが最終ゴールであるとする、この賃金の上昇が介護事業者にとって人材確保にどのくらい寄与したのか、この場で検討すべきことではないかもしれませんが、そういった評価も必要になってくるかなという感想を持ちま

した。

私からのコメントは、以上になります。

○田辺委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

今の泉委員の御発言との関連で若干御質問させていただきますと、例えば、電子調査票を導入して、個人的には、非常に先方にとってやりやすい仕方でありまして、エラーチェック等も恐らく自動的にできることと返ってきた後の手間暇はこっちが楽だという意味では、いいとは思いますが、有効回答率という点では、どのくらい影響があったのでしょうか。ほかの調査とかを見てみますと、ほかというのはいろいろなものがあるので、すけれども、あまり上がらなかったということを聞くものもあるものですから、この介護従事者処遇状況等調査等に関しまして、どんな影響があったのかなということが、1点目です。

同じことなのですけれども、ある意味、有効回答率を上げるためには、催促をする、ある種の行動というか、やっているとは思いますが、それをどのくらいの割合でやって、その結果としてどのくらい戻りがよくなったかみたいなことの数字というか、今までの経験でこんなことが分かっているということがありましたら、若干御説明いただきたいと思っています。

○説明者 ありがとうございます。

まず、電子調査の関係になりますけれども、令和3年度の定期調査の際は、全体の有効回答率は64.2%であったところですが、全体の有効回答数の中で、オンラインでの有効回答率は56.5%という状況になっております。令和4年度の臨時調査の際は、このオンラインでの回答率が約7割まで上がっておりまして、この電子調査での回答数は非常に増えてきていると考えておりますので、今後も引き続きこの電子調査をすることによって、有効回答率の回収率は上がっていくことが期待されると考えております。

また、督促をすることによってどれくらい引き上げられるかということですが、通常、大体1か月くらいの締切りをもって当該調査を行っているのですが、その後も、状況に応じて、締切りを延長して、督促をして、回答数を上げるという取組を行っております。具体的な数字は、今、手元にはないのですが、やはり締め切った時点ですと回答率はあまり高くない状況なのですが、最終的に、そこからいろいろと督促をしまして、回収率、有効回答率のパーセンテージはかなり上がっているという状況ではございます。

以上です。

○田辺委員長 ありがとうございます。

分かりました。

ほかはいかがでございましょうか。

松本委員、よろしくお願いします。

○松本委員 ありがとうございます。

2点、調査票で質問がございます。

まず、4ページのところで処遇改善加算を配分した職員の範囲という記載がございます。今までも介護職員に重点配分や柔軟な配分が可能なベア加算とかもありましたけれども、今回の改定では、加算全体を事業所内で柔軟に配分することが可能となっていたはずですが、今回の改定によって処遇改善加算の配分した範囲を捕捉できるとすれば、こういったところで確認をされようとしているのかということが、1点。

また、8ページでしたでしょうか。経過措置がある部分の職場環境のところは、取得見込みで加算を取得できたかと思うのですが、経過措置が切れた後、実際に取得できなかったような事業所がどれくらいあるかという捕捉は、別途、されるのでしょうかという質問の2点でございます。

お願いいたします。

○田辺委員長 お願いいたします。

○説明者 まず、1点目の御質問ですけれども、まさに、加算を配分した職員の範囲については、問3（2）でそれぞれの職種を書いていただくようになっておりまして、ここに書いていない職種については、その他のところに具体的に記載していただくことで我々は捕捉したいと考えております。

2点目の質問では、8ページ目の職場環境等要件のところですが、今回の調査においては、現在のこの要件について、どれくらい実際に実施しているのかあるいは実施していないのか、実施することを予定しているのかということを聞くことになっておるのですけれども、今後、それができなかったかどうかといったところについては、今回の調査では把握できないようなことになっておりまして、もしそういったところを把握する必要があるということであれば、別途の調査で把握していくことになるのかなと考えております。

○田辺委員長 松本委員、いかがでございましょうか。

○松本委員 ありがとうございます。

2つ目の質問については、了解いたしました。

1つ目の対象職員の拡大をしたかどうかについては、前後をお聞きしているものではないので、把握できないような気がします。例えば、今回、広く対象職員を増やしたので、処遇改善が思ったよりも薄まる、と言ったら変ですけれども、介護職員等を対象とした率としては、ベースアップが低かったみたいなことが起こることも考えられるかと思います。なおかつ、現在、経営環境がますます厳しくなっていますので、なかなか経営努力でその配分原資を確保できないなか、努力をされて余剰で職員に配賦されたのか、それとも、この介護職員処遇改善加算をもってのみ対応されたのかということはなかなか捉えにくいのかなと思うのですけれども、その辺りはいかがでございましょうか。

○田辺委員長 お願いいたします。

○説明者 御質問をありがとうございます。

確かに、今回、介護職員処遇改善加算はかなり柔軟に配分できるようになったところですけれども、確かに、従来と比べて、今回、どれくらいまで加算の配分をした職員の範囲を広げたかということは、今回の調査票ではなかなか把握し切れないかもしれないところですが、そこをもし把握しようとする、記入者負担がまた少し増えていってしまうのかなと考えております。今後、そういったことももし本当に必要ということになってくれば、調査票は検討していきたいと考えております。

以上です。

○松本委員　ありがとうございます。

一般産業との格差を埋めるために数度の処遇改善がされてきたかと思うのですけれども、以前と異なり一般産業の賃金がどんどん上がっている状況にありますので、どのような処遇改善が図られたか、また、一般産業との格差がどの程度改善したか、これは設問票で工夫することでは無理かもしれませんが、集計のときはそういう視点が伝わる形で対応いただかないと、なかなか意味が見だしにくいと思いますので、その辺りは御検討いただけるとありがたいと思います。

以上、コメントでございます。

○田辺委員長　私も、今の絡みで、1点です。問3（2）、範囲のところで、配分した人に対して丸をつけるというところなのですが、以前にも同じような設問を取っているのでしょうか。ありていに申し上げると、特定の事業所で前後という比較はできないかもしれないけれども、集計して範囲が広がっている・広がっていないということを3年前の似たようなもので、若干精度は落ちますけれども、サンプリングは似たような形でやっていて、比較ができるのであれば、一定のマクロとしての傾向は出せないことはないと思うのです。それと、その後、個別のこの回答をなさる方で、恐らく、「前はどのようにやっていましたか」、「そんなの覚えているか」ということはあるのかもしれませんけれども、負担もやはり大きいと思うのです。ただ、マクロで見ればそれでオーケーということだったら、それが見られるということだったら、まあいいかなという感じは、個人的にはしないでもないのですけれども、そこら辺はいかがでございましょうか。

○説明者　前回の調査結果なども、もう一度、見直したり集計し直したりしてみて、どのような形で変化したかということは、集計のときに工夫をしてみたいと思います。

○田辺委員長　同じようなことを聞いてはいるわけですね。配分した職員の範囲とかが分かるような設問。

○説明者　そうです。聞いております。

○田辺委員長　分かりました。

ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。何かございましたら、よろしくお願いいたします。特に、恐らく、今回の調査の中では、加算のかけ方が、ありていに言うと、従来の3本立てみたいところから1本に直して楽にしたというところが一番大きな違いかなと。それ



によって加算の適用の実態もある程度変わるので、それを捕捉したいというところはあるかと思います。そこら辺は、特に調査のプロの方々から、何が知りたいかにもよるのですが、大丈夫なのか、大丈夫ではないのか等々、いろいろと御意見があれば、ぜひともお聞かせ願いたいところでございます。これで、実態なり、細かく聞いていますので、捉えられると個人的には思っているのですが、それを含めまして、ほかにいかがでございましょうか。何かお気づきの点があったら、ぜひ御発言いただきたいと思います。よろしゅうございますか。

若干時間は前ではございますけれども、ありがとうございました。

それでは、本日の議題につきましては、一応この形で調査票等は大丈夫だろうということ、それから、サンプリングの抽出に関しましても、前回の経験を踏まえまして、それをなすような形で修正しているということでございましたので、そちらの調査票案に関しましても、特に大きな修正等は必要ないという感触と受け止めさせていただいております。この議題に関しましては、本日提示させていただいた内容で、当委員会としては了承し、後日開催される介護給付費分科会に報告させていただくということにしてよろしゅうございますでしょうか。

(委員首肯)

○田辺委員長　ありがとうございます。

ただ、実際に総務省とやり合って、こんな負担の大きいものをやっていただけるかということではいろいろと入ってくるかもしれませんので、そこら辺の修正等に関しましては御一任いただければと思うところでございます。

本日の審議はここまでにしたいと存じます。

様々な御意見を賜りまして、ありがとうございました。

最後に、次回の予定につきまして、事務局より、説明をお願いいたします。

○福田介護保険データ分析室長　次回の日程は、事務局から、追って御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○田辺委員長　それでは、時間前ではございますけれども、本日はこれで閉会したいと存じます。

お忙しいところ、御参集いただきまして、ありがとうございました。

それでは、散会いたします。